

当地に在留・滞在している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2022年6月24日

イスラエル当局による新型コロナウイルス対応に関する情報提供 6/24

● イスラエルにおける新型コロナウイルス陽性時の隔離期間は最短で満5日間（公的機関で検査を受けた日を1日目とカウントする）です。

隔離4日目と5日目を無症状で経過し、かつ隔離4日日夜及び5日日夜に家庭用抗原検査キットを用いて検査を行い、両日とも検査結果が陰性であった場合、かかりつけ医もしくは加入するHMOからの回復証明を取得した後、5日目の24:00をもって、隔離を終了することができます。当地のHMOに未加入の方は、回復証明書を取得するために、\*5400（保健省）に電話し、隔離終了を希望する旨を伝え、指示に従ってください。

4日目もしくは5日目の抗原検査で陽性であった場合、もしくは上記期間に症状があった場合は、5日間で隔離を終了することはできません。この場合、隔離期間は満7日間になります。隔離終了のために追加で検査を受ける必要はありませんが、回復証明書を取得する必要がありますので、\*5400に電話し、用件を伝えてください。

（保健省ホームページ：Isolation）

<https://corona.health.gov.il/en/isolation-lobby/isolation-confirmed-corona/>

（1月17日付け保健省プレスリリース：隔離・検査規則の更新、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/17012022-01>

● 最近のイスラエルにおける新型コロナウイルスの感染状況は、次のとおり増加傾向にありますので、引き続き感染防止に努めてください。

一日当たりの新規感染者数：6月23日9,781人（6月1日2,464人）

重症者数：6月23日231人（6月1日89人）

検査数に占める陽性割合：6月23日28.27%（6月1日13.14%）

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール：[ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館ホームページ：

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメール配信を停止したい方は、以下のURLから停止  
手続きしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>